

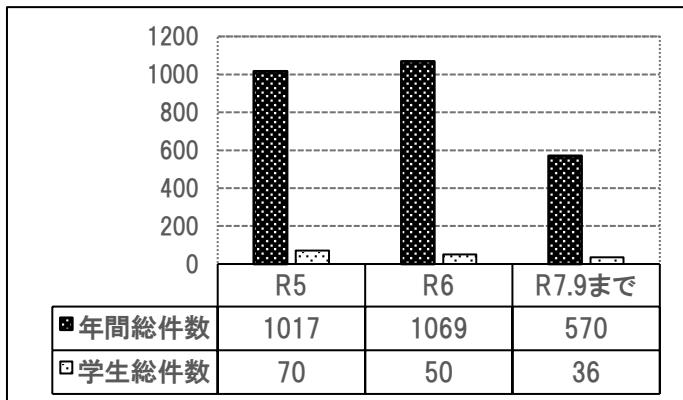
消費生活センターニュース 第29号



カウとかいな

消費者トラブル注意報

【図1】 草津市相談件数



消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

【図1】は、過去3年間の年間相談件数と小学生以上専門学校生、大学生の消費者トラブルにあった相談件数です。被害に遭った学生が消費生活センターへ相談する割合は、全体の3%から7%と言われています。

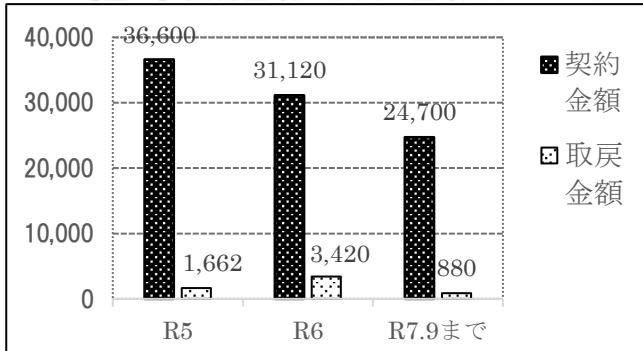
令和4年の4月からは、18歳になって結んだ契約は学生であっても「未成年者取消権」(民法第5条)が使えません。契約成立後は簡単に契約を取り消せないため注意が必要です。最近では老若男女ともにネットを介してのトラブルが多く、若者はSNSの広告から「起業や投資セミナー」「ネットワークビジネス」「副業」に勧誘されるケースが多く、「すぐに元が取れる」と消費者金融に借金をさせられたという相談が相次いでいます。また、中高年は「お試しだけのつもりが定期購入」「ネットビジネスへの勧誘」「ロマンス詐欺」「中古車購入のトラブル」等、ネット取引でのトラブルが目立ちます。

契約をする前には必ず「特定商取引法に基づく表記」の契約条件をしっかり確認しましょう。また、解約先がわからないという相談も増えています。

【図2】は、令和7年度は上半期までの3年間で「あっせん」「助言」「未然防止」等で取り戻せた金額を示しています。R7年度上半期の契約総額が約2億4,700万円で、「あっせん」「助言」等で取戻せた金額が880万円でした。

最近ではネット上で顔の見えない相手との取引が多くなっています。契約先が分からぬ取引では解約もできません。契約の際は、必ず相手の実態を調べた上で結ぶようにしましょう。

【図2】 契約金額と取戻し金額 (単位:万円)



R7年7月、市内中学校で消費者教育の授業を行いました。契約とは、契約書に「署名・捺印」がなくても「口約束」で「成立」してしまうことや、消費生活センターに相談があったトラブルの台本で、ロールプレイングを実施しました。

SNSに「簡単に儲かる副業」と書かれた広告をタップし、一番稼げるコースを申し込むのに消費者金融数社から借金をするケースでした。台本片手にみな真剣に取り組んでもらいました。